TAX NEWS

―保険金を受け取った場合の所得税の確定申告―

新たな年を迎えると同時に、所得税の確定申告の時期が近づいてきました。毎年申告されている所得については例年通り申告すればよいのですが、一時的に保険金を受け取った場合はどうでしょう。そもそも申告は必要でしょうか？そんな疑問について今回はまとめてみました。

① 生命保険の満期保険金や解約返戻金を受け取った場合

『保険料の負担者』と『保険金受取人』が同一　いいえ→

確定申告は不要
一定の場合には、贈与税が課税されます。一度ご相談ください

はい
↓
保険金等の受取方法は？　年金で受領　→

『雑所得』となります。
『その年に受け取った年金額』から『その金額に対応する払込保険料』を差し引いた金額に税金が課されます。
※他の雑所得と合計した雑所得金額がマイナスとなる場合は0円とみなされます⇒**雑所得がプラスの場合は確定申告必要**

【必要資料】年金支払い先発行の『支払年金額等のお知らせ』など

一時金で受領
↓

『一時所得』となります。
『受取保険金の総額』から『既に払い込んだ保険料と特別控除額50万円』を差し引いた金額の1/2に税金が課されます。※他の一時所得と合計した一時所得金額がマイナスとなる場合は0円とみなされます
⇒**一時所得がプラスの場合は確定申告必要**

【必要資料】保険会社より発行された『満期金の受取通知書』や『お支払い明細書』

② 所得補償保険の保険金を受け取った場合

⇒**確定申告は不要**

- 身体の傷害に基因して支払をうけるため、課税の対象とはなりません
- 支払った保険料は『業務について生じた費用』ではないので、必要経費にはなりません

なお、サラリーマンなど年末調整だけで税額が精算される人が保険金を受け取った場合に、上記の所得金額が20万円以下であるときには、確定申告は不要となります。

平成28年以降の保険金の受け取りについては、受け取る金額によっては個人番号（マイナンバー）の告知が求められることがありますので、ご注意くださいませ。

（文責　橋本　明日香）